国立大学法人京都大学教職員倫理規程新旧対照表

| 改 正 前 改 正 後 (前 略) (倫理監督補助者への委任) (倫理監督補助者への委任) (倫理監督補助者への委任) 第16条 倫理監督者は、倫理監督補助者を置き、この規程に定めるその職務の一部を行わせることができる。 (利益相反行為の防止等) 第16条の2 この規程に定めるもののほか、利益相 反行為の防止等については、京都大学における教職 員等の利益相反行為の防止等に関する規程(平成18年 (平成18年 (平